

# 国民健康保険・国民年金加入の手続きについて

- 加入の手続きは、社会保険等の資格喪失後14日以内にしてください。
- 手続きが遅れた場合は、健康保険を喪失した日付に遡って加入するため、保険税も遡って課税されます。

○ 加入の手続きに必要なもの  
(持参していただくもの)

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑</li> <li>・ 本人確認書類 (運転免許証など)</li> <li>・ 個人番号カード、または通知カード (世帯主・加入者)</li> </ul>
国保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険等資格喪失証明書 (勤務先の様式でも可)</li> </ul>
年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金手帳</li> <li>・ 雇用保険書類 (離職票、受給資格者証、資格喪失確認通知書)</li> </ul>

ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

粕屋町役場 総合窓口課 国保年金係  
TEL : 092-938-2311  
内線 : 447、442

事業所記入欄	<b>健康保険等資格喪失 (否認) 証明書</b>					
被保険者証 (組合員証)	記号		番号			
被保険者 (組合員)	住所					
	氏名					
	基礎年金番号					
※ 被保険者も資格喪失した場合、被保険者の氏名も資格喪失者欄に記入して下さい。						
資格喪失者	氏名	続柄	性別	生年月日	資格取得年月日 資格喪失年月日	資格喪失の理由 (必ず記入して下さい)
			男・女	昭 平 ・ ・	. . . .	1. 退職 ( 年 月 日退職)
			男・女	昭 平 ・ ・	. . . .	2. 被保険者死亡
			男・女	昭 平 ・ ・	. . . .	3. 扶養非該当 (理由 )
			男・女	昭 平 ・ ・	. . . .	4. その他 (理由 )

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

保険者 所在地  
(又は事業所) 名称

電話

代表者 (印)

(注) 資格喪失年月日は退職した日の翌日となります。

(粕屋町国保)